

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則の一部を改正する省令新旧対照表
 ○飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則（昭和五十一年農林省令第三十六号）

（傍線の部分は改正部分）

改正後			改正前		
<p>（特定飼料等の種類） 第十二条 法第七条第一項の農林水産省令で定める特定飼料等の種類は、次に掲げるとおりとする。 一〇八（略） 「削る。」 九〇十八（略）</p>	<p>（特定飼料等の種類） 第十二条 法第七条第一項の農林水産省令で定める特定飼料等の種類は、次に掲げるとおりとする。 一〇八（略） 「削る。」 九〇十八（略）</p>	<p>別表第一（第十四条関係）</p>	<p>（特定飼料等の種類） 第十二条 法第七条第一項の農林水産省令で定める特定飼料等の種類は、次に掲げるとおりとする。 一〇八（略） 九〇セデカマイシン 十〇十九（略）</p>	<p>（特定飼料等の種類） 第十二条 法第七条第一項の農林水産省令で定める特定飼料等の種類は、次に掲げるとおりとする。 一〇八（略） 九〇セデカマイシン 十〇十九（略）</p>	<p>別表第一（第十四条関係）</p>
<p>特定飼料等の種類 （略） 亜鉛バシトラシン、アビ ラマイシン、アルキルト リメチルアンモニウムカ ルシウムオキシテトラサ イクリン、エフロトマイ シン、エンラマイシン、 クロルテトラサイクリ ン、サリノマイシンナト リウム、センデュラマイ シンナトリウム、ナラシ ン、ノシヘプタイド、バ ージニアマイシン、ピコ ザマイシン、フラボフォ スフォリポール、モネン</p>	<p>特定飼料等製造設備 （略）</p>	<p>技術上の基準 （略）</p>	<p>特定飼料等の種類 （略） 亜鉛バシトラシン、アビ ラマイシン、アルキルト リメチルアンモニウムカ ルシウムオキシテトラサ イクリン、エフロトマイ シン、エンラマイシン、 クロルテトラサイクリ ン、サリノマイシンナト リウム、セデカマイシン、 センデュラマイシンナト リウム、ナラシン、ノシ ヘプタイド、バージニア マイシン、ピコザマイシ ン、フラボフォスフォリ</p>	<p>特定飼料等製造設備 （略）</p>	<p>技術上の基準 （略）</p>

<p>シンナトリウム、ラサロシドナトリウム、硫酸コリスチン、リン酸タイロシン</p>	<p>特定飼料等の種類 (略)</p>	<p>特定飼料等検査設備 (略)</p>	<p>技術上の基準 (略)</p>	<p>亜鉛バシトラシン、アビラマイシン、アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン、エフロトマイシン、エンラマイシン、クロルテトラサイクリン、サリノマイシンナトリウム、センドュラマイシンナトリウム、ナラシン、ノシヘプタイド、バージニアマイシン、ピコザマイシン、フラボフォスフォリポール、モネンシンナトリウム、ラサロシドナトリウム、硫酸コリスチン、リン酸タイロシン</p>
--	-------------------------	--------------------------	-----------------------	---

別表第二(第十五条関係)

<p>ポール、モネンシンナトリウム、ラサロシドナトリウム、硫酸コリスチン、リン酸タイロシン</p>	<p>特定飼料等の種類 (略)</p>	<p>特定飼料等検査設備 (略)</p>	<p>技術上の基準 (略)</p>	<p>亜鉛バシトラシン、アビラマイシン、アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン、エフロトマイシン、エンラマイシン、クロルテトラサイクリン、サリノマイシンナトリウム、セデカマイシン、センドュラマイシンナトリウム、ナラシン、ノシヘプタイド、バージニアマイシン、ピコザマイシン、フラボフォスフォリポール、モネンシンナトリウム、ラサロシドナトリウム、硫酸コリスチン、リン酸タイロシン</p>
---	-------------------------	--------------------------	-----------------------	---

別表第二(第十五条関係)

別表第三（第十六条関係）

<p>特定飼料等の種類</p>	<p>製造管理及び品質管理の方法並びに検査に関する組織</p>	<p>基準</p>
<p>(略) 亜鉛バシトラシン、アビラマイシン、アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン、エフロトマイシン、エンラマイシン、クロルテトラサイクリン、サリノマイシンナトリウム、センデユラマイシンナトリウム、ナラシン、ノシヘプタイド、バージニアマイシン、ビコザマイシン、フラボフォスフォリポール、モネンシンナトリウム、ラサロシドナトリウム、硫酸コリスチン、リン酸タイロシン</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

別表第三（第十六条関係）

<p>特定飼料等の種類</p>	<p>製造管理及び品質管理の方法並びに検査に関する組織</p>	<p>基準</p>
<p>(略) 亜鉛バシトラシン、アビラマイシン、アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン、エフロトマイシン、エンラマイシン、クロルテトラサイクリン、サリノマイシンナトリウム、セデカマイシン、センデユラマイシンナトリウム、ナラシン、ノシヘプタイド、バージニアマイシン、ビコザマイシン、フラボフォスフォリポール、モネンシンナトリウム、ラサロシドナトリウム、硫酸コリスチン、リン酸タイロシン</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>